

訪問看護ステーションみなぎの運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社オーネスト（以下「本事業者」という。）が設置・運営する訪問看護ステーションみなぎの（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護もしくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- 4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わないものとする。
- 3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 業務継続計画の策定
 - (2) 研修・訓練の実施
 - (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションみなぎの
- (2) 所在地：兵庫県三木市口吉川町東中 830 番地の 98

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 職員：保健師・看護師又は准看護師は常勤換算 2.5名以上（内、1名は常勤）を配置する。
訪問看護を担当する。

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて配置する。
看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 本事業所の営業日および営業時間は次に定めるものとする。

- (1) 営業日：通常、月曜日から金曜日までを営業日とする。
ただし、8月13日から8月16日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (2) 介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書の他、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所の作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療法士等が連携し一体的に含むものとして作成する。
- (4) 利用希望者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから各区医師会等に、主治医の選定および調整を依頼する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、棒状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養および排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 居宅改善の相談・助言
- (12) 入退院（所）時の共同指導

(利用料等)

第9条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 医療保険
健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。
- (2) 介護保険
介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。

2 本事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、重要事項説明書に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連続して行われる死後の処置

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、三木市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて

臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し支持を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、前項の緊急事態の状況及び緊急事態に際して採った処置について記録しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理等)

第13条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 研修及び訓練の実施

(苦情処理)

第14条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護・秘密の保持)

第15条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た個人情報については、事業者での医療保険・介護保険でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 本事業所の看護師等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 事業者は、本事業所の看護師等であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会の開催
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待防止の担当者を定める
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 本事業所は、サービス提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第17条 事業所の看護師等に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことがで

きないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(暴力団等の影響の排除)

第18条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第19条 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第20条 事業者は適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を看護師等の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管するものとする。

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。